国立大学法人鹿児島大学職員の勤務時間，休日，休暇等に関する規則の一部改正新旧対照表（抜粋）（案）

新

（略）

別表第１（第８条関係）

職　員　区　分		勤　務　時　間	休　憩　時　間
郡元地区及び下荒田地区に勤務する教員	A勤務	午前８時30分 ～午後５時15分	午後０時05分 ～午後　０時50分
	B勤務	午前８時50分 ～午後５時40分	午後０時00分 ～午後０時50分
桜ヶ丘地区に勤務する教員	A勤務	午前８時30分 ～午後５時15分	午後０時15分 ～午後１時00分
	B勤務	午前９時00分 ～午後５時50分	午後０時10分 ～午後１時00分
（略）			

附　則

この規則は，平成１７年　月　日から施行する。

旧

（略）

別表第１（第８条関係）

職　員　区　分	勤　務　時　間	休　憩　時　間
郡元地区及び下荒田地区に勤務する教員	午前８時30分 ～午後５時15分	午後０時05分 ～午後０時50分
桜ヶ丘地区に勤務する教員	午前８時30分 ～午後５時15分	午後０時15分 ～午後１時00分
（略）		